

秋田県公報

目 次

規 則

- 診療報酬の算定方法の制定に伴う関係条例の整理に関する
条例附則第四項の規則で定める日を定める規則(四六・県
立病院改革推進室)……………1
- 秋田県中小企業振興基金条例を廃止する条例の施行期日を
定める規則(四七・産業経済政策課)……………1
- 公営企業管理規程
- 秋田県公営企業組織規程の一部を改正する規程(七・公営
企業課)……………1

規 則

診療報酬の算定方法の制定に伴う関係条例の整理に関する条例
附則第四項の規則で定める日を定める規則をここに公布する。
平成二十年八月二十九日

秋田県規則第四十六号

診療報酬の算定方法の制定に伴う関係条例の整理に関する
条例附則第四項の規則で定める日を定める規則
診療報酬の算定方法の制定に伴う関係条例の整理に関する条例
(平成二十年秋田県条例第二十八号) 附則第四項の規則で定める
日は、平成二十年九月一日とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

秋田県中小企業振興基金条例を廃止する条例の施行期日を定め
る規則をここに公布する。
平成二十年八月二十九日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県規則第四十七号

秋田県中小企業振興基金条例を廃止する条例の施行期日を
定める規則
秋田県中小企業振興基金条例を廃止する条例(平成二十年秋田
県条例第十八号)の施行期日は、平成二十年八月三十日とする。

公営企業管理規程

秋田県公営企業組織規程の一部を改正する規程をここに公布す
る。
平成二十年八月二十九日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県公営企業管理規程第七号

秋田県公営企業組織規程の一部を改正する規程
秋田県公営企業組織規程(昭和三十七年秋田県公営企業管理規
程第一号)の一部を次のように改正する。
第九条第一項の表中第八号を第九号とし、第二号から第七号ま
でを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 手当認定員	部	上司の命を受けて、部に属する職員 の扶養手当、住居手当及び単身赴任 手当の届出に係る事実の確認、額の 決定等に関する事務をつかさどる。
---------	---	--

第九条第四項を次のように改める。
4 第一項の表の第一号から第七号までに掲げる職及び第二項の
表に掲げる職は単純労務の職員(地方公務員法(昭和二十五年
法律第二百六十一号)第五十七条に規定する単純な労務に雇用
される者をいう。以下同じ。)以外の職員(臨時及び非常勤の
職員を除く。)をもって充て、第一項の表の第八号及び第九
号に掲げる職は単純労務の職員(臨時及び非常勤の職員を除
く。)をもって充てる。

附 則

この規程は、平成二十年九月一日から施行する。

発行者 秋田県
秋田市山王四丁目一番一号
購読料金 一月三千六百七十五円(税込)

印刷者 秋田県
秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社松原印刷社
電話(082)8766 FAX(082)8766
E-mail:matsubara@matsubarainsetsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄